

第7回 日高川町 駅伝競走大会のお知らせ

- 日時 平成24年1月9日(月) 10:00～
- 場所 旧川中第一小学校
- コース 旧川中第一小学校前を起点とする1周約2.1kmを1区間とし、6区間走行
- 参加資格 町内小学生、中学生及び、平成24年1月1日以前から本町に住所を有する者及び町内に勤務している者。
- 参加部門 小学生部門(監督1名・小学生6名・補欠4名以内)
中学生部門(監督3名・中学生男子3名・中学生女子3名・補欠4名以内)
フリー部門(監督1名・中学生以上6名・補欠4名以内)
- 参加申し込み 平成23年12月21日(水)までに「参加申込書」を体育協会事務局まで提出してください。



お問い合わせ 日高川町体育協会事務局
☎22-8816 FAX 24-0154

かわべほのぼのルームのお知らせ

クリスマス会

- 日時 12月13日(火)
9:30～11:00
- 場所 かわべ保育所
遊戯室
- 内容 ☆お楽しみ☆
ダンスや簡単な工作を予定しています。



※みんなの大好きなクリスマス!歌を歌ったり♪ダンスをしたりして楽しく過ごしたいと思っています。
今年はサンタさん来てくれるかな?お楽しみに♡

お問い合わせ かわべ地域子育て支援センター
日高川町小籠6076(かわべ保育所内) ☎22-9266

職業訓練生を 募集します

就職に有利な専門的知識や技能を習得します

■お問い合わせ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構和歌山職業訓練支援センター ☎(073)-461-1532

第7回 日高川町 バドミントン大会のお知らせ

- 日時 平成23年12月18日(日) 9:00～
- 会場 川辺西小学校体育館
- 参加資格 日高川町に在住、もしくは在勤されている小学生以上の方。
- 競技種目 ダブルス個人戦による。
- 試合部門 ①ジュニア(小学生の部) ②一般A
④一般B ⑤一般C(初心者 中学生以上)
※参加人数により編成替えもあります。(男女混合で行う場合もあります。)
- 競技方法 各ブロック別のリーグ戦とする。
(※21点のラリーポイント制。ただし参加人数により変更あり)
- 参加申込 申込書に必要事項を記入の上、平成23年12月8日(水)までに日高川町体育協会事務局へご提出ください。(FAX可)
- 参加費 1人300円(学生は無料) ※当日受付で徴収します

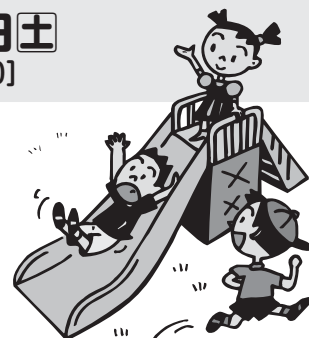
お問い合わせ 日高川町体育協会事務局
☎22-8816 FAX 24-0154

かわべ保育所から 園庭開放のお知らせ

◎かわべ保育所では、園庭を開放します。保育所の園児以外のお子様も遊びに来てください。
なお、雨天の場合は中止とさせていただきます。

日時 12月17日(土)
[9:30～11:30]

- *必ず保護者同伴でお願いします。
- *ケガ等については、各自責任をもって対処をお願いします。
- *ゴミはお持ち帰り下さい。



お問い合わせ かわべ保育所
☎22-8560

募集期間	平成23年12月2日(金)～平成24年1月6日(金)
募集訓練科	テクニカルオペレーション科
訓練期間	平成24年2月2日(水)～平成24年7月30日(月)
受講料	無料(但し、テキスト代等は自己負担)

ちょっと増やせる「付加年金」をご存じですか

付加保険料と付加年金の額

付加年金の額は、「200円×付加保険料を納めた月数」の式で計算されます。

例えば、付加保険料を5年間(60カ月)納めたときの総付加保険料額の24,000円(400円×60カ月)に対し、65歳から老齢基礎年金といっしょに支給される付加年金の額は年額12,000円(200円×60カ月)となります。付加年金を2年間受給すると、納付した付加保険料総額と同額になります(上記の付加年金額は、65歳から受給した場合の金額です)。つまり、2年間で元金がかえってくるわけです。これは、付加保険料を10年納めた方、40年納めた方についても同じことが言えます。

公的年金を損得勘定で考えるのには一部のご批判もありますが、あえて言えば、この厳しい「超低金利時代」にあっては、朗報と言える制度ではないでしょうか。

付加年金は、老齢基礎年金とあわせて受給できる終身年金です。ただし、物価の上下に対応した「物価スライド制度」(増額や減額)などはありません。

一方、付加年金は老齢基礎年金といっしょに支給されるため、繰上げ支給または繰下げ支給をしたときには、本体の老齢基礎年金と同じ割合で減額または増額されることになります。

納付期限を過ぎると納められません

付加保険料を納められる方は、次のとおりとなっています。

- ① 自営業者などの国民年金の第1号被保険者の方に限られます。
- ② 半額免除などの一部免除を含め、保険料を免除されている方は付加保険料を納められません。
- ③ 60歳以上65歳未満の方など、国民年金の任意加入者の方も付加保険料を納めることができます。
- ④ 国民年金基金に加入中の方は、付加保険料を納められません。

付加保険料の納付は、申し込んだ月分からとなります。なお、納付期限を過ぎると納められません。また、口座振替や割安になる前納制度も設けられています。

納付をやめても掛け捨てにはなりません

納付期限は翌月末日(休日・祝日の場合は翌営業日)です。

付加保険料を納付している方は、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやめることができますが、その場合でも掛け捨てにはなりません。

付加保険料の手続きとご相談は、住民課または田辺年金事務所までお問い合わせください。

お問い合わせ 住民課 ☎ 22-1701 田辺年金事務所 ☎ 0739-24-0432

祭りの道具が新調されました。



宝くじの社会貢献広報事業により平川区の四つ太鼓の天幕や幟8本、太鼓、同じく小熊区の太鼓と太鼓台や奴衣装が新調されました。



新調された太鼓と太鼓台と奴衣装(小熊区)



新調された五反絵幟(平川区)